

鹿児島工業高等専門学校短期留学生細則

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島工業高等専門学校外国人留学生規則第2条第2項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における短期留学生に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、短期留学生とは独立行政法人国立高等専門学校機構が締結した交流協定または学校間交流協定に基づく外国人留学生で、高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を許可された者をいう。

(在学期間等)

第3条 短期留学生の在学期間は1年以内とし、入学の時期は特に定めない。

(入学資格)

第4条 入学資格は、外国において学校教育における9年以上の課程を修了した者とする。

(入学志願手続)

第5条 入学を志願する者は、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 短期留学申請書
- (2) 在籍学校の在学証明書又はこれと同等と認められる証明書並びに学業成績証明書
- (3) パスポートの写し

(入学者選考及び入学許可)

第6条 入学志願者に対しては、書類審査による選考を行い、校長が入学を許可する。

(入学手続)

第7条 入学を許可された者は、指定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 在留カードの写し（在学予定期間3ヶ月未満の者は除く。）
- (2) パスポート及び在留資格認定証明書の写し
- (3) その他必要な書類

(指導教員)

第8条 短期留学生に対し、教育課程の学習その他生活面等に関して必要な指導助言を与えるため、短期留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、指導教員が所属する学科長の推薦に基づき校長が任命する。

(チューター)

第9条 短期留学生の学習上の援助及び日常生活上の助言を行うため、チューターを置くことができる。

2 チューターは、指導教員の推薦に基づき校長が委嘱する。

(単位修得等証明書)

第10条 校長は、短期留学生からの願い出により、履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(短期留学生の入学検定料、入学料及び授業料)

第11条 短期留学生の入学検定料、入学料及び授業料については、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第15条第2項の規定により徴収しないことができる。

附 則

この細則は、平成25年3月15日から施行する。